奈良県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画地区計画（翠光台地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾